

松江市告示第 83 号

松江市安心ライフ援助事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 105 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(実施主体)</p> <p>第 2 条 この事業の実施主体は、松江市（以下「市」という。）とする。ただし、対象者及びサービス内容並びに手数料の決定以外の業務については、<u>適切な事業運営が確保できると認められる団体(以下「事業者」という。)</u>に委託して行うものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 事業の対象者は、市に住所を有する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第 6 条の規定による利用申込</u>に係る年度(<u>当該利用申込があった日の属する月が 4 月及び 5 月の場合</u>にあっては、<u>前年度</u>)の市町村民税が世帯全員非課税であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(派遣)</p>	<p>(実施主体)</p> <p>第 2 条 この事業の実施主体は、松江市（以下「市」という。）とする。ただし、対象者及びサービス内容並びに手数料の決定以外の業務については、<u>シルバー人材センター</u> _____に委託して行うものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 事業の対象者は、市に住所を有する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>申請</u> _____に係る年度の<u>前年度</u> _____の市町村民税が世帯全員非課税であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(派遣)</p>

第5条 安心ライフ援助員の派遣は、同一年度内に8時間(同時に複数人を派遣する場合は、それぞれの派遣時間を合計して当該派遣に係る時間とする。)を上限とする。

2 略

3 安心ライフ援助員は、市の福祉担当職員、民生児童委員、高齢者クラブ、福祉協力員その他関係機関、団体等と必要に応じて連携を保ち、地域福祉事業の推進に協力するものとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の利用申込があったときは、速やかに当該利用申込に係る年度(当該利用申込があった日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)の世帯全員の市町村民税の課税状況その他必要な調査を行い、事業の可否を決定し、事業を利用しようとする者及び事業者
に通知するものとする。

(費用の負担等)

第8条 事業の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、松江市高齢者在宅福祉サービス手数料の徴収に関する条例(平成17年松江市条例第214号)の規定により安心ライフ援助員の派遣に要した費用として30分当たり50円

_____を負担するものとする。

(利用者変更・取消)

第10条 市長は、毎年6月1日を基準日として、利用者の世帯全員の市町村民税の課税状況及び介護保険の要介護の認定状況を確認し、利用者が事業の対象でなくな

第5条 安心ライフ援助員の派遣は、年度を通じて8時間以内

_____とする。

2 略

3 安心ライフ援助員は、市の福祉担当職員、民生児童委員、老人クラブ、福祉協力員その他関係機関、団体等と必要に応じて連携を保ち、地域福祉事業の推進に協力するものとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の利用申込があったときは、速やかに申請に係る年度の前年度

_____の

_____市町村民税の課税状況その他必要な調査を行ない、事業の可否を決定し、事業を利用しようとする者及び事業者
に通知するものとする。

(費用の負担等)

第8条 事業の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、松江市高齢者在宅福祉サービス手数料の徴収に関する条例(平成17年松江市条例第214号)の規定により安心ライフ援助員の派遣に要した費用として1時間当たり100円(30分の場合は50円)

_____を負担するものとする。

(利用者変更・取消)

第10条 市長は_____

_____、利用者が事業の対象でなくな

たと認められる場合及び決定内容について変更する場合は、利用者及び事業者に通知するものとする。

たと認められる場合及び決定内容について変更する場合は、利用者及び事業者に通知するものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。